

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 22（2021 年 9 月上旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

#### ■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

##### 添加物用器具・容器包装は PL 制度の中でどう扱われることになったか？

最近センターへの問い合わせ窓口にて、令和 3 年 8 月 5 日生食発 0805 第 1 号通知により、添加物（即ち食添）用器具・容器包装が PL 制度の中でどのように扱われるか照会がありました。今回この注目すべき問題を取り上げてみましょう。



（経緯）

営業の届出は法第 57 条に示されているが、ここで「公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令に定めるもの」を除くとされた。

令和元年 10 月 9 日政令第 123 号により、「合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業」、「器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業」は、「公衆衛生に与える影響が少ない営業」とされ、これにより、器具・容器包装の製造事業者が届出の対象となった。

令和元年 11 月 7 日省令第 68 号により、食品衛生法施行規則が改正され、施行規則第 66 条の 5 に製造管理、同第 66 条の 6 に情報伝達の要件が設定された。

令和元年 11 月 7 日生食発 1107 第 1 号通知により、「食品又は添加物用器具又は容器包装」が PL の対象（法第 18 条第 3 項関係）、製造管理の対象（施行規則第 66 条の 5 関係）、情報伝達の対象（同第 66 条の 6 関係）とされた。

更に、令和元年 12 月 27 日生食発 1227 第 2 号通知が、上記生食発 1107 第 1 号通知に基づき発出され、公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、器具・容器包装の製造事業者に営業届出が求められた。

令和3年8月5日生食発0805第1号通知により、令和元年11月7日生食発1107第1号通知が改正され、「食品又は添加物用器具又は容器包装」は「食品用器具又は容器包装」に減縮されました。これにより、営業届出の対象は「食品用器具又は容器包装」の製造事業者となり、「添加物用器具又は容器包装」の製造事業者は対象外とされた。

(結論) 添加物用器具・容器包装は、8月5日の通知により、PLの対象から外れ、製造管理の対象から外れ、情報伝達の対象から外れ、営業の届出の対象から外れることになった。

#### ■食品接触材料関連技術資料概要紹介

##### ■技術資料第75号 委員会規則 (EC) No450/2009 およびガイダンスと提出された物質の登録簿

ポリオレフィン等衛生協議会で使用されていた9件の技術資料がJCIIに移管されました。このうち、技術資料第75号「委員会規則 (EC) No450/2009 およびガイダンスと提出された物質の登録簿」を紹介します。

技術資料第75号では、EUでのアクティブおよびインテリジェント材料と成形品に関する規制情報をまとめました。具体的には、委員会規則 (EC) No. 450/2009、そのガイダンス、並びに、認可申請書が提出された物質の登録簿について、和訳しました。

アクティブ材料は食品の貯蔵期間の延長や状態を改善するもの、また、インテリジェント材料は包装済み食品や食品周辺環境の状態を監視するものとして、それぞれ扱われていますが、前者については、日本においても、国PLに一部の物質が収載されています。また、アクティブ&インテリジェントパッケージに関しては、AIPIA (Active & Intelligent Packaging Industry Association)が主催する世界会議が毎年開催され、新しく開発された技術等が紹介されており、欧州を中心に実用化が進んでいますので、今後は、日本でもこれらの材料や製品が普及していくものと思われます。

アクティブおよびインテリジェント材料は、ポリオレフィン等衛生協議会では取り扱っていません。ポリオレフィン等衛生協議会から承継されたJCIIのPLでも取り扱っていません。一方、国は「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」及び食品衛生分科会器具・容器包装部会で議論されており、議論された考え方をまとめた資料を厚生労働省ホームページに公開されています。また、この内容は、厚生労働省ホームページ

の、厚生労働省に寄せられた主な質問に関する説明（2020年12月21日）にも記載されています。

- この概要に対応する資料については、センターHP 会員のページに掲載されました。

#### ■お知らせ

##### 食品接触材料に関する内外の動き

- 8月26日「器具及び容器包装のPL制度導入に伴う規格の設定に係る意見募集の結果について」（令和2年4月28日）が修正された。ここでは、意見番号3、14、21、24への回答に、令和3年8月5日生食発第0805第1号通知を紹介し、「添加物用器具又は容器包装は食品衛生法第18条第3項の対象とならない」ことを明らかにしている。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495190164&Mode=1>

- ChemLinked「日本はFCMポジティブリストを更新」

<https://food.chemlinked.com/news/food-news/breaking-news-japan-updates-the-positive-list-of-fcm>

- Foodpackagingforum「日本はFCMのポジティブリストを改訂」

<https://www.foodpackagingforum.org/news/japan-revises-positive-list-for-fcms>

- 中国国立標準化研究所「上海包装技術協会「完全生分解性ごみ袋」を含む4つの業界標準に関し意見募集通知」2021年8月24日

<http://www.ttbz.org.cn/Home/Show/28213>

完全生分解性ごみ袋

完全生分解性プラスチック製ストロー

完全生分解性ブリスター及び発泡食品容器

木材包装のリバースロジスティクス業界標準

- 中国食品工業協会「「分解性食品接触用鮮度保持バッグ」の業界標準プロジェクト設立計画に関する意見募集に関するお知らせ」2021年8月19日

<http://www.cnfia.cn/archives/21605>

- 中国食品安全リスク評価センター「トリアリルイソシアヌレートを含む11種の食品関連製

品に関する一般協議」2021年8月20日

<https://cfssa.net.cn/Article/News.aspx?id=5BAEE1640538137A39D886A07B30273D5745349A8AC53786>

●台湾食品医薬品局「食品医薬品局は、「110年（注：西暦2021年）食品接触プラスチック製食品用器具・容器包装検査プロジェクト計画」を始める。」2021年8月24日

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=4&id=t600481>

●EFSA「食品接触材料に使用する物質銀ナノ粒子の安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6790>

---

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmssc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp))

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター  
〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階、8階

Tel：03-5541-6901 e-Mail：[info-fcmssc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp)

URL：<https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>